

# イタリアにおける同性間の民事的結合（シビル・ユニオン） 及び共同生活に関する新たな法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳

## 【目次】

はじめに

- I 制定以前の憲法裁判所判決
- II 同性間の民事的結合
  - 1 民事的結合の形成
  - 2 民事的結合による権利及び義務等
  - 3 民事的結合の解消
  - 4 既存の制度との調整に係る政府への委任
- III 事実上の共同生活
  - 1 従来 of 状況
  - 2 共同生活の要件等
  - 3 共同生活者の権利及び義務
  - 4 共同生活契約

おわりに

翻訳：2016年5月20日の法律第76号「同性間の民事的結合に関する規則及び共同生活の規律」

はじめに

2016年5月、同性間の民事的結合（*unioni civili*：シビル・ユニオン）<sup>(1)</sup>及び事実上の共同生活（*convivenza di fatto*）<sup>(2)</sup>を規律する法律がイタリア議会で可決され、成立した（2016年5月20日の法律第76号「同性間の民事的結合に関する規則及び共同生活の規律」<sup>(3)</sup>。以下「76号法」）。イタリアでは、これまでも同性間の結合に関連する法律案<sup>(4)</sup>は提出されてきたが、いずれも不成立に終わっていた<sup>(5)</sup>。そのため、上下各院での可決について、マッテオ・レンツィ（Matteo Renzi）首相は、「今日という日は国（イタリア）の歴史に残るだろう」<sup>(6)</sup>、また、「歴史的な1ページ」<sup>(7)</sup>であると、成立の重みを表現した。

---

(1) 民事的結合とは、本来、一定の手続により、異性又は同性のカップルの構成員に対して、法律上の婚姻における配偶者に準じる地位を与えるものである。ただし、以下で取り扱うイタリアの事例においては、同性間に限定されている。

(2) 事実上の共同生活の要件等に関しては、第III章第2節参照。

(3) Legge 20 maggio 2016 n.76, Regolamentazione delle unioni civili tra persone dello stesso sesso e disciplina delle convivenze. 以下、法令の条文に関しては、国の現行法令ポータルサイトである Normattiva <<http://www.normattiva.it/>>を参照した。また、インターネット情報は、2016年9月30日現在のものである。

(4) 例えば、第14立法期（2001年～2006年）における「連帯に係る民事協約及び事実上の結合の規律」（下院提出法律案第3296号）や、第15立法期（2006年～2008年）における「安定的な共同生活者の権利及び義務」（上院提出法律案第1339号）が挙げられる。

(5) その結果、西欧主要国では唯一、同性カップルの権利等を規律する法律を持たない国となっていた。例えば、以下の資料を参照。The International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association「世界における同性愛者の権利」（2014年5月）<[http://old.ilga.org/statehomophobia/ILGA\\_WorldMap\\_2014\\_JAPANE\\_SE.jpg](http://old.ilga.org/statehomophobia/ILGA_WorldMap_2014_JAPANE_SE.jpg)>

(6) *Corriere della Sera*, 26 febbraio 2016, p.2.

このように成立した 76 号法は 1 条 69 項から成り、第 1 項から第 35 項が民事的結合に関する規定、第 36 項から第 65 項が事実上の共同生活に関する規定、第 66 項から第 69 項が予算措置に関する規定となっている。なお、76 号法は、提出された当初の法律案では 2 章 23 条という構成であった。しかし、2016 年 2 月、政府は、上院の承認を受けるために信任をかけた際、現在のような構成に変更した<sup>(8)</sup>。また、1 条にまとめる際、民事的結合における養子及び同結合における貞操の義務等に関する規定が削られている（第 II 章参照）。以下、まず、76 号法の制定に大きな影響を与えた憲法裁判所の 2 本の判決を概観し、その後、民事的結合と事実上の共同生活について、民法典の規定を参照しながら、同法の規定を内容ごとに整理して解説する。

## I 制定以前の憲法裁判所判決

まず、2010 年憲法裁判所判決第 138 号<sup>(9)</sup>は、婚姻に関する民法典<sup>(10)</sup>の規定（第 93 条、第 96 条、第 98 条、第 107 条、第 108 条、第 143 条、第 143 条の 2 及び第 156 条の 2）<sup>(11)</sup>を体系的に解釈した場合に「同性愛の性向を有する者が、同性の者との間で婚姻の契約を行うことを認めていない」と解される部分が憲法に合致しているかについて判断が示された事案である。憲法裁判所は、同判決において、イタリアの法制度における「婚姻」が異性間の結合のみを指していると解釈した。その理由として、①憲法上、「婚姻」は「自然的な共同社会としての家族」の基礎であり、憲法制定時、家族は国家より先に存在する根源的な権利を有しており、国家はその承認を求められたに過ぎないこと、②憲法制定会議において同性愛者間の結合は議論されておらず、少なくともその視点に立てば、今日でも「家族」及び「婚姻」は男女間の結合のみを指していると考えられること、③さらに子の保護を定めた憲法の条項を見れば、婚姻は潜在的に生殖という目的を有しており、当該目的は、同性愛者間の結合と婚姻を区別するものであること、④憲法制定会議の議論は先に民法典で定められていた制度たる「婚姻」を出発点としており、当該婚姻は、その条件の一つとして当事者が異なる性であることを求めており、この点は従来通常裁判所の判決によっても明らかにされていることである。これを踏まえ、憲法裁判所は、同性愛者間の結合は婚姻と同質とは考えられず、両者の区別は非合理的とは認められないため、憲法第 3 条及び第 29 条の違反には当たらず、訴えには理由がなく問題となった規定は合憲との判断を下した<sup>(12)</sup>。また、訴えは、憲法第 2 条及び第 117 条第 1 項の違反についても言及していたが、憲法裁判所は、訴えが法令の定める要件を満たしておらず不適法であると判断している<sup>(13)</sup>。ただし、強制力はないものの、同性間の結合は憲法第 2 条に言う社会組織の中に位置付けることができ、当該結合を規律するのは立法者の裁量であるとの指摘を行った。

(7) *ibid.*, 12 maggio 2016, p.2.

(8) このように一定の内容を持った法文全体を 1 条に統合した修正案（最大修正案）に政府が信任をかけた場合、議会は当該案について修正はできず、賛否のみを示すこととなる。

(9) *Sentenza Corte costituzionale*, 14 aprile 2010 n.138. 以下、憲法裁判所判決に関しては、憲法裁判所サイト (<http://www.cortecostituzionale.it/actionPronuncia.do>) を参照した。

(10) *Regio Decreto* 16 marzo 1942 n.262, *Approvazione del testo del Codice civile*.

(11) 第 93 条は婚姻の公示、第 96 条は当該公示の請求、第 98 条は当該公示の拒絶、第 107 条は婚姻の挙式の形式、第 108 条は婚姻に対する期限及び条件の付加禁止、第 143 条は配偶者相互の権利及び義務、第 143 条の 2 は妻による夫の氏の使用、第 156 条の 2 は妻による夫の氏の使用禁止についてそれぞれ規定している。

(12) 憲法第 3 条は法の前の平等及び実質的平等を実現する共和国の責務、第 29 条は家族の権利の保障及び婚姻における両性の平等についてそれぞれ規定している。

続いて、2014年憲法裁判所判決第170号<sup>(14)</sup>は、性別の変更がすでに存在する婚姻に与える影響が焦点となった事案である。原審である破棄院<sup>(15)</sup>は、婚姻関係にある一方の当事者の性別が変更された場合<sup>(16)</sup>に、問題とされた法令（1982年4月14日の法律第164号「性別の変更に関する規則」<sup>(17)</sup>第2条及び第4条等）が婚姻の解消を定めているのは、両当事者が解消を望んでいないとき、憲法及び欧州人権条約の基準により保障された権利の体系と両立するかに疑念があるとして、憲法裁判所に合憲性の問題を移送した。これに対して、憲法裁判所は、上記判決と同様、異性間で行われることが婚姻の本質的要素であること、また、欧州人権条約上の諸権利との関係に関しては、欧州人権裁判所が同性愛者のカップルの保護の形式については各国の立法者の裁量に委ねていると指摘した。しかし、その上で、憲法第2条との関係において、問題とされた法令が、一方の当事者の性別が変更された際、両当事者が望むならば、婚姻とは別の当該当事者の権利及び義務を適切に定めた形式により、法的に保護されたカップルの関係を維持することを認めていない部分において違憲と判断した。つまり、婚姻とは異なる、同性間のカップルの権利及び義務を適切に定めた形式が立法者によって措置されることが求められたのである。

こうした要請の下、2015年3月には上院法務委員会において11本の議員提出関係法律案が統合され、この統合案を基に2015年10月に与党から提出された法律案が、2016年2月と同年5月にそれぞれ上院と下院で可決され、今回の成立に至ったものである。

## II 同性間の民事的結合

### 1 民事的結合の形成

#### (1) 形成の要件及び方式等

76号法における民事的結合形成に当たっての要件は、両当事者が同一の性別で、成年に達していることである（第2項）。民事的結合は、両当事者が証人とともに身分取扱担当官<sup>(18)</sup>の面前で宣言することにより形成される。身分取扱担当官は、当該宣言を受け、民事的結合の証書について身分関係記録への登録を行う（第3項）。また、民事的結合の形成を証明する関係文書<sup>(19)</sup>も、身分取扱担当官によって作成される（第9項）。氏の変更<sup>(20)</sup>についても、身分取扱担当官に宣言することが必要である（第10項）。

民事的結合の対象を同性間のみに限定しているため、当事者いずれかに性別の変更があった場合、民事的結合は解消される（第26項）。逆に、上述の2014年判決を踏まえ、婚

---

(13) 憲法第2条は個人としての人間の不可侵の権利及び人格発展の場としての社会組織における人間の不可侵の権利を承認及び保障しており、第117条第1項は立法権が憲法並びに欧州連合の法制度及び国際的義務に由来する拘束を遵守すること等を規定している。

(14) *Sentenza Corte costituzionale*, 11 giugno 2014 n.170.

(15) 破棄院を含む通常裁判所は、その扱う裁判の当事者により関係法律の違憲性の申立てが行われた場合、その申立てが所要の条件を満たしていれば、当該法律が憲法に合致しているかの判断を憲法裁判所に対して求める権限を有する。なお、破棄院は、民事・刑事事件の最終審である。

(16) 本件の場合、夫の性別が男性から女性へと変更された場合であった。

(17) *Legge 14 aprile 1982 n.164, Norme in materia di rettificazione di attribuzione di sesso.*

(18) 身分関係証書の維持、身分関係に係る抄本及び証明書の送付及び交付、市民の申告の真正性の確認を任務とし、具体的には、コムーネ（基礎自治体）の長又はその代理のことを指す。

(19) 当該文書は、両当事者の身分関係事項、財産関係及び住所の記載並びに証人の身分関係事項及び住所を含むものである。

(20) 民事的結合の当事者は、当該結合の継続している限り、いずれかの氏を選ぶことにより、共通の氏を使用できる。また、共通の氏と自身の氏が異なる場合、前者の前又は後に後者を付けることができる。

姻関係にある配偶者のいずれかが性別を変更した場合、両者が、婚姻を解消しないか、又は、婚姻に関する民事的諸効果を終結しない旨の意思を表明したときは、自動的に民事的結合が形成される（第27項）。

## (2) 無効な民事的結合

民事的結合の形成が無効となる事由としては、①当事者のいずれかについて、すでに他の者との婚姻又は民事的結合の関係が存在する場合、②当事者のいずれかが精神の疾患による禁治産である場合、③当事者間に血族、姻族又は養子の関係が存在する場合<sup>(21)</sup>、④一方の契約当事者が他方の契約当事者の配偶者又は民事的結合をした者に対する殺人又は殺人未遂によって有罪が確定した場合の4点が挙げられている（第4項及び第5項）。また、民事的結合には、この他の婚姻の無効に関する民法の規定も一部を除いて適用される（第5項）。例えば、婚姻の場合と同様に、当事者の一方の推定死亡を宣告する判決により、もう一方の当事者は新たな民事的結合を約することができるが、当該宣告を受けた者が帰宅したか、又は、その生存が確認された場合にも、当該結合は無効となる。こうした無効となる事由に該当するにもかかわらず形成された民事的結合に対しては、①当該結合の当事者、②最近親の尊属、③検察官及び④当該結合を認めないことについて適法かつ実際の利益を有する全ての者が異議を申し立てることができる（第6項）。

他方、一方の当事者により民事的結合を否認できる場合としては、①禁治産者ではないが、何らかの原因により、民事的結合形成の際に、意図すること又は意欲することのできない状態<sup>(22)</sup>にあったことが立証された場合、②民事的結合に係る同意が、暴力をもって強要された場合、又は外部からの原因によって当該当事者を著しく畏怖させて決定させたものである場合、③民事的結合に係る同意が人の同一性に関する錯誤又は他方の当事者の資質に対する本質的な錯誤<sup>(23)</sup>によって与えられたものである場合、④両当事者が、民事的結合から派生する義務を履行せず、かつ、権利も行使しないことを合意した場合がある（第5項及び第7項）。

民事的結合が（無効の事由について）善意の当事者により形成された場合、又は、当該結合に係る同意が、暴力をもって強要された場合、若しくは外部からの原因によって著しく畏怖させて決定させたものである場合には、無効を宣告する判決に至るまで、当該結合の効果は、両当事者に及ぶ（第5項）。このような場合に無効とされた際、裁判官は、一方の当事者に対して、その資産に応じ、他方の当事者が自己の適当な収入を持たず、かつ、新たな婚姻又は民事的結合をしない場合には、3年を超えない期間について、定期的に一定の金額を支払うよう命じることができる。これに対して、悪意の当事者又は民事的結合の無効の責を負うべき第三者には、当該結合が無効とされた際、善意の当事者に、その受けた損害の立証がなくとも、3年間の扶養に相当する額を含む適当な償金を支払うことを義務付け、さらに、状況に応じ、扶養料を支払うことを義務付けている。

(21) 具体的には、①直系の尊属及び卑属、②同父母、異母又は異父の兄弟及び姉妹、③叔父と甥、叔母と姪、④直系の姻族、⑤養親、養子及びその卑属、⑥同一人の養子相互、⑦養子と養親の子、⑧養子と養親の配偶者、養親と養子の配偶者について禁じられる。

(22) その原因としては、精神疾患のほか、酒類又は麻酔剤による一時的な中毒状態が想定されている。

(23) 前者は、別の人物と間違えていた場合、後者は、例えば、共同生活の遂行を妨げるような肉体的又は精神的な疾病の存在を知らなかった場合が挙げられる。

## 2 民事的結合による権利及び義務等

### (1) 婚姻による権利及び義務との比較

民事的結合から生じる権利及び義務（第 11 項及び第 12 項）を、婚姻から生じる権利及び義務（民法典第 143 条及び第 144 条）と比較すれば、表 1 のとおりとなる。民事的結合について貞操の義務を削除したことは、国の介入しない私的な事項とみなす趣旨とされる<sup>(24)</sup>。

表 1 民事的結合及び婚姻における権利及び義務

民事的結合	婚 姻
<p>民事的結合の形成により、両当事者は、同一の権利及び義務を持つこととする。民事的結合により、精神的及び物質的な扶助並びに同居に関する相互的な義務が生じる。両当事者は、各自の資産並びに職業的及び家事的労働の能力に応じて、<u>共通の需要</u>を満たさなければならない。</p> <p>当事者は、家族生活の方針について合意し、<u>共通の住所</u>を決めることとする。<u>各当事者</u>に、合意した方針を実施する権限を与える。</p>	<p>婚姻により、<u>夫及び妻</u>は、同一の権利及び義務を持つこととする。婚姻により、<u>貞操</u>、精神的及び物質的な扶助、<u>家族の利益のための協力</u>並びに同居に関する相互的な義務が生じる。<u>両配偶者</u>は、各自の資産並びに職業的及び家事的労働の能力に応じて、<u>家族の需要</u>を満たさなければならない。</p> <p>配偶者は、家族生活の方針について合意し、<u>両者の要求及び家族のより好ましい要求に従い</u>、<u>家族の住所</u>を決めることとする。<u>各配偶者</u>に、合意した方針を実施する権限を与える。</p>

(注) 下線部は、両者が異なる箇所を示す。

(出典) Luca Dell’Osta e Giuseppe Spadaro, *Unioni civili e convivenze: tutte le novità*, Milano: Giuffrè, 2016, p.27 を基に筆者作成。

### (2) 婚姻に係る規定の準用

民事的結合から生じる権利の保護の実効性及び責務の十全な履行を保障するために、法規上の婚姻に言及した規定及び「配偶者」又は同等の用語を含む規定は、民事的結合の各当事者にも適用する（第 20 項）。ただし、76 号法で明示的に言及されていない民法典の規定及び 1983 年 5 月 4 日の法律第 184 号「家族に対する未成年者の権利」<sup>(25)</sup>の規定は適用しない<sup>(26)</sup>。なお、民事的結合における養子について規定した条項は、上院における議論に際して削除されたが、それまでは四つの場合に養子が可能としていた。その場合とは、①養子となる未成年者と 7 親等内の血族関係にあるか、又はすでに安定し、かつ、継続した関係のある場合、②当該未成年者が他方の配偶者の養子である場合、③当該未成年者が 1992 年 2 月 5 日の法律第 104 号「扶助、社会参加及び障害者の権利に関する枠組法」<sup>(27)</sup>第 3 条第 1 項にいう障害を持ち、両親ともに存在しない場合、④試験養子縁組<sup>(28)</sup>の付託が不可能であることが確かめられた場合である。

### (3) 相続に関する規定

第 21 項によれば、民事的結合の一方の当事者が死亡した場合の相続権についても、配偶者と同様に扱われる。相続欠格とされるのは、①民事的結合の他方の当事者を故意に殺害したか、又は殺害しようと試みた者、②民事的結合の他方の当事者に対して、法律に基

(24) Bruno de Filippis, *Unioni civili e contratti di convivenza*, Milanofiori Assago: Wolters Kluwer Italia, 2016, p.112.

(25) Legge 4 maggio 1983 n.184, *Diritto del minore ad una famiglia*. 同法は、実親の下で成長する権利のほか、養子縁組及び養育委託について規定するものである。

(26) このため、現状では、民事的結合における養子に関する規定は 76 号法に存在しない。

(27) Legge 5 febbraio 1992 n.104, *Legge-quadro per l’assistenza, l’integrazione sociale e i diritti delle persone handicappate*.

(28) イタリアにおいては、養子縁組が行われる前に、子と養親になる者が共に生活する試験期間として、試験養子縁組の付託が未成年者裁判所 (tribunale per i minorenni) により決定される (1983 年法律第 184 号第 22 条)。

づき殺人に関する規定が適用される事実<sup>(29)</sup>を犯した者、③民事的結合の他方の当事者に対して無期懲役若しくは3年を下回らない期間の懲役をもって罰すべき犯罪で告訴した者で、その告訴が刑事裁判で誣告（ぶこく）と宣言されたもの、又は民事的結合の他方の当事者に対して同様の犯罪に該当すると証言した者で、その証言が刑事裁判で偽証であると宣告されたもの等である。また、民事的結合の一方の当事者が死亡した場合の、他方の当事者、子及び直系尊属の遺留分は表2のとおりである。

表2 民事的結合の一方の当事者が死亡した場合の各遺留分

子がない場合	民事的結合の他方の当事者：遺産の2分の1
1人の子がいる場合	民事的結合の他方の当事者：遺産の3分の1 子：遺産の3分の1
複数の子がいる場合	民事的結合の他方の当事者：遺産の4分の1 子：全体で遺産の2分の1
1人の直系尊属がいる場合 (子を残していない場合に限る。)	民事的結合の他方の当事者：遺産の2分の1 直系尊属：遺産の4分の1
複数の直系尊属がいる場合 (子を残していない場合に限る。)	民事的結合の他方の当事者：遺産の2分の1 直系尊属：全体で遺産の4分の1

(出典) Dell’Osta e Spadaro, *op.cit.*, p.44 を基に筆者作成。

持戻し<sup>(30)</sup>に関しても、民事的結合の当事者への適用がある。相続に関わる民事的結合の当事者も、原則として、直接又は間接に贈与により死者から受けたものを全て共同相続人に引き渡す義務がある。

#### (4) 扶養料に係る義務及び外国人に課される義務

民事的結合に対して、扶養料に関する民法典の規定が適用される（第19項）。そのため、扶養料を給付する義務は、第一に民事的結合の当事者に課される<sup>(31)</sup>。

また、イタリアにおいて民事的結合を形成しようとする外国人は、その出身国の法律が当該形成の障害とならない旨を明らかにする同国の権限を有する当局の宣言を身分取扱担当官に提出しなければならない。

#### (5) その他の民法上の規定の適用

##### (i) 財産関係

民事的結合の財産関係は共有制が原則であるが、そうでない場合には、公正証書によって締結されなければならない（第13項）。別産制の選択は、民事的結合形成の証書において表示することもできる。締結された財産契約は、当該証書の余白に、契約の日付、作成した公証人及び契約当事者の身分又は別産制を選択したことが付記されていなければ、第三者に対抗することができない。また、民法典は、家族的企業の内部でその労働を継続的

(29) 具体的には、承諾を得て殺人を行った場合で、対象者が精神疾患等により判断力を欠いていたか、又は暴行、強迫、暗示若しくは欺罔により当該承諾を得たときが該当する。

(30) 民法典は、相続の公平を図るために、従来も、相続において競合する子、その卑属及び配偶者は、直接又は間接に贈与により死者から受領したものを全てを原則としてその共同相続人に引き渡し、持戻しが規定されている（第737条）。

(31) 民法典第433条は、扶養料を給付する義務を負う者の順序について、①配偶者、②子（養子を含む）、子がない場合は、最近親の卑属、③両親、両親がいない場合は、最近親の尊属、養親、④婿及び嫁、⑤養父及び養母、⑥全血又は半血の兄弟及び姉妹、ただし、全血は半血に先行する、と規定している。なお、全血とは、父母のいずれもが同一の場合を指し、半血とは父母のいずれかが同一の場合を指す。

に提供している配偶者が、当該企業の利益、その利益により取得した財物及び当該企業の増加分について、その提供した労働に比例して配分を受けることを原則として定めているが、民事的結合の当事者にも同様の権利を認める。なお、家族的企業とは、配偶者、3親等内の血族、2親等内の姻族を構成員とする企業である（民法典第230条の2第3項）。

#### (ii) 一方の当事者の保護

民事的結合の当事者の行為が、他方の当事者の身体若しくは精神の完全性又は自由に対する重大な危険をもたらす場合には、裁判官は、後者の請求に基づき、保護命令を発することができる（第14項）。保護命令は、問題となっている行為の中止、共通の住居又は請求者の通常立寄先への接近禁止、（被害を受けた当事者の支援を目的とした）地域の社会サービス等の措置、家族の住居への接近禁止の結果として適当な収入を欠く場合には給付の定期的な支払いを命じることができるが、その期間は1年を超えることができない。

#### (iii) 補助管理者

後見裁判官（*giudice tutelare*）は、補助管理者（*amministratore di sostegno*）の選定に当たり、可能であれば、民事的結合の当事者を選ぶこととする（第15項）。後見裁判官とは、各通常裁判所に設置され、後見及び保佐の監督等の役割を果たす司法官である（民法典第344条）。また、補助管理者とは、疾病又は精神若しくは身体の障害により、部分的又は一時的であれ、財産管理ができない者を補助するために、後見裁判官により指名される者である（同第404条）。

#### (iv) 契約一般の取消し

民法典第1434条によれば、暴力は、契約一般の取消しの理由となる。また、暴力は、その害悪のおそれが、契約を行った者又はその卑属若しくは尊属の配偶者の身体又は財物に及ぶ場合も、契約取消しの理由となる（同第1436条）。76号法は、民事的結合の当事者についても同様の規定を置いた（第16項）。

#### (v) 被用者死亡の場合の手当

民法典第2122条は、予告をしない解雇の場合に、使用者が、予告期間において支払われたであろう賃金と同等の金額を予告手当として被用者に支払わなければならないこと、及び被用者が死亡した場合にも、使用者が遺族に対して予告手当相当額を支払うことを義務付けている<sup>(32)</sup>。76号法は、被用者が死亡した場合に、民事的結合の当事者にも予告手当相当額が支払われることを定めた（第17項）。

#### (vi) 時効

民法典2941条は、権利の時効が停止される事由として、「配偶者間」等の事項を列挙している。76号法は、それらの事項と同様、民事的結合の当事者間においても事項が停止する旨を定めた（第18項）。

### 3 民事的結合の解消

民事的結合が解消されるのは、①当該結合の当事者いずれかの死亡又は死亡宣告がなされた場合（第22項）、②両当事者が身分取扱担当官の前で解消の意思を個別にであれ宣言した場合（第24項）、③判決により性別の変更<sup>(33)</sup>が行われた場合（第26項）である。こ

---

(32) 大内伸哉『イタリアの労働と法—伝統と改革のハーモニー—』日本労働研究機構, 2003年, pp.177-178.

(33) 性別の変更は、性的特徴を変更した個人に出生証書に記載された性別とは異なる性別を認める確定判決に基づいて行われる（1982年法律第164号第1条）。

のほか、④民事的結合の当事者に一定の刑罰を科す判決が下された場合、⑤精神的問題のため無罪とされたものの家族生活の維持又は再建に不適格と判断された場合、⑥犯罪の消滅<sup>(34)</sup>により裁判を行わない旨の判決が下されたものの犯罪の構成要素が存在する場合、⑦近親相姦について公知の醜聞を生じる程度ではないため無罪とする判決<sup>(35)</sup>が下された場合、⑧外国籍を有する一方の当事者が国外で民事的結合の取消し又は解消の決定を受けた場合、一方の当事者は、民事的結合の解消を申し立てることができる（第23項）。

#### 4 既存の制度との調整に係る政府への委任

政府は、2016年12月5日までに、民事的結合に関する立法命令<sup>(36)</sup>を制定するよう委任されている（第28項）。その際に遵守すべき原則及び指針は、①登録、記載の変更及び付記に関する身分関係制度の規定を、76号法の規定に適応させること、②国際私法に関する規定の改正及び再編により、イタリア法で定める民事的結合の規律を、国外で婚姻、民事的結合又は他の類似した制度の契約を結んだ同性の者により形成されたカップルに適用する旨を定めること、③76号法との所要の調整のため、法律、法律の効力を有する命令、規則及び命令に含まれる規定の改正及び補充を行うことである。当該立法命令は、司法大臣の提案に基づき、内務大臣、労働及び社会政策大臣及び外務及び国際協力大臣の同意を得て、採択される（第29項）。また、政府は、当該立法命令の施行後2年以内に、当該命令を補充及び修正する規定を採択することができる（第31項）。

### Ⅲ 事実上の共同生活

#### 1 従来状況

事実上の共同生活者に関しては、従来の法令において言及されることが皆無ではなかった<sup>(37)</sup>ものの、その要件並びに権利及び義務は統一的に規定されてこなかった。ただし、「事実上の」という文字どおり、実際に、多数の婚姻によらないカップルが存在していることが2011年に実施された国勢調査においても確認されていた<sup>(38)</sup>。10年ごとに実施される当該調査において、婚姻によらないカップルの数は1,242,434組（このうち、同性間のカップルは7,513組）で、2001年の510,251組より大幅に増加している。地域的には、南部及び島嶼部に比べて北部及び中部で多く見られる。なお、同性間のカップルについては、北西部に多く見られるが、全国的に申告しない場合が多いため、上記の数値は過少であると考えられている。

#### 2 共同生活の要件等

2人の人間が「事実上の共同生活」にあると認められるための要件は、①両者が成年に

(34) 刑法典（Regio Decreto 19 ottobre 1930 n.1398, Approvazione del testo definitivo del Codice penale.）は、第1編第6章第1節において、大赦、告訴の取消し、時効等の場合に犯罪が消滅すると定めている。

(35) 刑法典第564条は、公知の醜聞（pubblico scandalo）を生じる程度までに近親相姦を行った者は、1年から5年の懲役に処する旨を規定している。

(36) 法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。

(37) 一例を挙げれば、2004年2月19日の法律第40号「生殖補助医療に関する規則」（Legge 19 febbraio 2004 n.40, Norme in materia di procreazione medicalmente assistita.）第5条において、生殖補助医療技術へのアクセスが認められる主体は、婚姻関係にあるか共同生活を行っている異性間の成人のカップルとされている（傍点筆者）。

(38) Istat, *Le nuove informazioni del 15° Censimento della popolazione e delle abitazioni*, 6 giugno 2014, pp.7-8. <<http://www.istat.it/it/archivio/124394>>



達していること、②両者の間に血族、姻族若しくは養子の関係又は婚姻若しくは民事的結合による関係が存在しないこと、③精神的及び物質的に相互に扶助する情緒的な関係が安定していることである（第36項）。以上からも分かるとおり、共同生活に関しては、同性間であるか異性間であるかを問わない。共同生活の安定性は、関係者の申告により確認する<sup>(39)</sup>(第37項)。

### 3 共同生活者の権利及び義務

#### (1) 受刑者となった場合の処遇

受刑者の処遇等を定めた1975年7月26日の法律第354号「刑務所制度及び自由の制限措置の実施に関する規則」<sup>(40)</sup>は配偶者に係る権利を定めており、事実上の共同生活者（以下「共同生活者」）の場合も同様の権利を有する（第38項）。例えば、特別監視<sup>(41)</sup>の下にある共同生活者は、他方の共同生活者との面会について制約を受けない。また、他方の共同生活者が生命の危機にあるか又は深刻な健康状態にある場合には、後者を訪問し、その間、扶助する権利を有する。

#### (2) 疾病又は入院に際しての扶助

疾病又は入院の場合、共同生活者は、訪問、扶助及び個人情報へのアクセスに関する権利を相互に有する（第39項）。さらに、共同生活者は、他方の共同生活者の代理として、疾病のために意図する能力又は意欲する能力を欠く場合及び死亡の場合には、所定の事項について、指示を行うことができる（第40項）。こうした決定は、原則として、書面の形式で行われる（第41項）。

#### (3) 共同生活を営む住居への居住の継続

一方の共同生活者が死亡した場合、遺された共同生活者には、二つの権利が認められている。一つ目の権利は、死亡した者が共同生活を営む住居の所有者であった場合、遺された共同生活者が当該住居への居住を継続できる権利である（第42項）。継続できる期間は、2年間又は当該住居への居住がそれより長期であった場合はそれと等しい期間（最長5年間）である。また、遺された共同生活者の未成年の子又は障害を有する子が同居している場合、3年間は居住を継続できる。なお、居住を継続する権利は、遺された共同生活者が、当該住居に継続的に居住しなくなったか、又は婚姻、民事的結合若しくは新たな事実上の共同生活を行う場合に効力を失う（第43項）。二つ目の権利は、共同生活を営む住居に係る賃借契約を継承する権利である。一方の共同生活者が共同生活を営む住居に係る賃借契約の名義人であり、その死亡又は同人により契約が取り下げられた場合には、他方の共同生活者がその契約上の地位を継承する権利を持つ（第44項）。

#### (4) 公営住宅の割当

公営住宅割当のための順位を決める際に、家族に所属していることが優先の事由となる

---

(39) 1989年5月30日の共和国大統領令第223号「住民の戸籍に関する新たな規則の承認」(Decreto del Presidente della Repubblica 30 maggio 1989 n.223, Approvazione del nuovo regolamento anagrafico della popolazione residente.) 第4条は、戸籍上の「家族」の定義の中で、血縁等の関係と情緒的な関係を並列している。また、第13条によれば、新たな家族若しくは共同生活の形成又は家族若しくは共同生活の構成に生じた変化については、所定の期日及び書式に従って、コムーネに申告する必要がある。

(40) Legge 26 luglio 1975 n.354, Norme sull'ordinamento penitenziario e sulla esecuzione delle misure privative e limitative della libertà.

(41) 特別監視とは、その行為が安全を損なうか、刑務所内の秩序を脅かす受刑者等を対象に、一定の期間を定めて行われる監視である（1975年法律第354号第14条の2）。

場合には、事実上の共同生活も、この優先事由となる（第 45 項）。

(5) 企業活動における権利

他方の共同生活者の営む家族的企業の内部でその労働を継続的に提供している共同生活者は、当該企業の利益等について、その提供した労働に比例して配分を受ける（第 46 項）。ただし、共同生活者の間に会社契約又は従属労働の関係がある場合には配分されないとし、これが家族としての権利であることが示されている。

(6) 第三者の不法行為による損害の賠償

第三者の不法行為により共同生活者が死亡した場合には、遺された当事者に対して賠償可能な損害を特定するために、遺された配偶者に対する損害の賠償のために定められた基準を同様に適用する（第 49 項）。

(7) 扶養義務

共同生活者に係る義務について、76 号法は、事実上の共同生活の終了の場合に、裁判官が、一方の共同生活者が他方の共同生活者から扶養料を受け取る権利を設定できると規定している（第 65 項）。その要件は、一方の共同生活者が窮乏状態にあり、かつ、その生活の維持が困難であることである。扶養料は、要求した者の需要のみならず、支払う側の経済状況も考慮して、共同生活の期間に比例した期間において支払われる。扶養料は、受け取る側の生活に必要な額を超えてはならないが、その者の社会的地位を考慮する必要がある。また、民法上の扶養料支払いの義務の順位付けに関しては、共同生活者を「義父及び義母」と「兄弟及び姉妹」の間の順位としている<sup>(42)</sup>。

## 4 共同生活契約

(1) 契約の締結及び修正

共同生活者は、その署名した共同生活契約（*contratto di convivenza*）により、共同生活に関する財産関係を規律することができる（第 50 項）。当該契約の修正及び終了は、①公正証書、又は、②強行規範<sup>(43)</sup>及び公の秩序に適合していることを公証人若しくは弁護士が認証した私署証書により書面で行われることとし、そうでない場合には無効とする（第 51 項）。

(2) 契約の内容

共同生活契約には、当該契約に関する連絡を行うため、各当事者により示された連絡先を記載する必要があるほか、①住所の記載、②各自の資産及び職業的又は家事的労働の能力に応じた、共同生活の需要を満たす方式、③財物の共有に係る財産関係、④当事者間で定められたその他の事項を含めることができる（第 53 項）。ただし、共同生活契約には、期限や（将来の不確定な出来事に契約の効力の発生又は終了を委ねるような）条件を付すことはできない（第 56 項）。両当事者が契約に期限又は条件を含めた場合でも、期限等はないものとみなされる。

(3) 契約の無効

共同生活契約が無効となるのは、①婚姻、民事的結合の関係又は別の共同生活契約が存在する場合、②本章第 2 節で述べた共同生活の要件を満たしていない場合、③未成年者による場合、④裁判により禁治産とされた者による場合、⑤一方の契約者が他方の契約者の

(42) 前掲注(31)参照。

(43) 法令の規定のうち、当事者の意思いかんに関わらず適用されるものを指す。

配偶者、民事的結合をした者又は共同生活者に対する殺人又は殺人未遂によって有罪となった場合である（第 57 項）。当該契約が終了するか否かに利害関係を有する者は、誰でも無効を主張することができる。

#### (4) 契約の終了

他方、共同生活契約が終了する事由として、①当事者間の合意、②一方の当事者による取下げ、③当事者間の又は一方の当事者と他者との間の婚姻又は民事的結合の形成、④一方の当事者の死亡が列挙されている（第 59 項）。②の場合、公正証書を受領したか、又は署名により証書を認証した公証人等（以下「公証人等」）は、コムーネ（基礎自治体）に対する証書の写しの送付に加えて、他方の当事者に対して、証書の写しを送付して知らしめなければならない（第 61 項）。取下げを行った者が住居を自由に処分できる場合、取下げの宣言の中で、住居を明け渡すために共同生活者に認められる 90 日以上の期間を定めることとなっている。当該期間が定められていない場合、宣言は無効となる。③の場合、婚姻又は民事的結合を行った一方の当事者は、他方の当事者及び公証人等に、婚姻又は民事的結合の証書の抄本を送付して知らしめなければならない（第 62 項）。④の場合、遺された当事者又は死亡した当事者の相続人は、公証人等に対して、死亡証書の抄本を送付して知らしめなければならない（第 63 項）。公証人等は、共同生活契約の余白に契約が終了した旨を付記し、同契約についてコムーネの記録担当部署に通知することとされている。

#### おわりに

76 号法の制定から間もなく、中道右派（北部同盟、フォルツァ・イタリア、新中道右派、アイデンティティと行動、イタリアの同胞）は、76 号法のうち民事的結合の部分を廃止するための国民投票を提起すべく、それに必要な 50 万人の有権者の署名を集めることを公表した。他方、中道左派（民主党）の議員からは、76 号法から削除された民事的結合における養子に関する規定が改めて提案されている（上院提出法律案第 2301 号）。

このように対照的な動きがある中、2016 年 7 月 23 日の首相令第 144 号「2016 年 5 月 20 日の法律第 76 号第 1 条第 34 項に基づく身分関係記録簿の保持のために必要な暫定的規定に関する規則」<sup>(44)</sup>が制定され、民事的結合の形成及び解消等に関する具体的な手続が定められた。その概略は、次のとおりである。①民事的結合の形成に当たり、当事者は、コムーネの身分取扱担当官に請求を行う。請求には、両当事者の氏名、出生日、出生地、国籍、住所及び民事的結合形成に当たっての阻止事由に該当しない旨を記載する。②身分取扱担当官は、請求の提出から 15 日以内に、記載内容が正しいものであるか確認する。③指定された日に、当事者は、請求を提出したコムーネの身分取扱担当官の前で民事的結合形成の意思を宣言する。身分取扱担当官は、当事者及び証人の署名した証書を作成し、民事的結合に関する暫定的な記録簿に登録する。他方、当事者間の民事的結合の解消に係る合意は、住所のあるコムーネ又は当該結合形成を宣言したコムーネの身分取扱担当官によって受理される。当該命令は 2016 年 7 月 29 日に施行され、同年 8 月には実際の民事的結合カッ

---

(44) Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri, 23 luglio 2016, n.144, Regolamento recante disposizioni transitorie necessarie per la tenuta dei registri nell'archivio dello stato civile, ai sensi dell'articolo 1, comma 34, della legge 20 maggio 2016, n. 76. 76 号法第 1 条第 34 項は、第 II 章第 4 節で取り上げた立法命令の施行が遅れた場合、首相令により、身分関係の登録等に関する規定が 76 号法に適合するよう、身分関係記録を保持するために必要な経過規定を定めると規定する。

プルの誕生が報道されている<sup>(45)</sup>。

こうして、今後も議論が続くことは見込まれるが、同性間の結合に関する法制が従来存在しなかったイタリアは、ともかく新たな一歩を踏み出したと言えよう。

#### 参考文献

- ・ 風間鶴寿『イタリア民法典—全訳 民法・商法・労働法』法律文化社, 1983.
- ・ 木村三男監修『全訂新版涉外戸籍のための各国法律と要件Ⅱ』日本加除出版株式会社, 2016, pp.87-139.
- ・ 田近肇「イタリア共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第3版』三省堂, 2014, pp.125-159.
- ・ 法務省司法法制調査部編『イタリア刑法典』法曹会, 1978.
- ・ Giorgio Cian (a cura di), *Commentario breve al Codice civile*, 11 ed., Padova: CEDAM, 2014.
- ・ Bruno de Filippis, *Unioni civili e contratti di convivenza*, Milanofiori Assago: Wolters Kluwer Italia, 2016.
- ・ Luca Dell’Osta e Giuseppe Spadaro, *Unioni civili e convivenze: tutte le novità*, Milano: Giuffrè, 2016.
- ・ Massimiliano Di Pirro, *Unioni civili e convivenze di fatto nella legge Cirinnà*, Napoli: Simone, 2016.
- ・ Luca Volpe, *Le unioni civili e le convivenze di fatto: Profili civili, penali e fiscali*, Piacenza: La Tribuna, 2016.

(あしだ じゅん)

---

(45) 例えば、*La Stampa*, 6 agosto 2016, p.39. 当該記事は、イタリア北部トリノで最初の民事的結合の事例となった79歳と83歳のカップルについて報じている。

2016年5月20日の法律第76号  
「同性間の民事的結合に関する規則及び共同生活の規律」

Legge 20 maggio 2016, n.76; Regolamentazione delle unioni civili  
tra persone dello stesso sesso e disciplina delle convivenze.

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳訳

第1条

1. この法律は、憲法第2条及び第3条<sup>(1)</sup>に基づく特別な社会組織として同性間の民事的結合（シビル・ユニオン）を創設し、かつ、事実上の共同生活に関する規律を定める。
2. 同じ性別の2名の成人は、2名の証人とともに、身分取扱担当官<sup>(2)</sup>の面前で宣言することにより、民事的結合を形成する。
3. 身分取扱担当官は、同性間の民事的結合の証書について身分関係記録への登録を行う。
4. 同性間の民事的結合の形成は、以下の場合には認められない。
  - a) 当事者のいずれかについて、婚姻又は同性間の民事的結合の関係が存在する場合。
  - b) 精神の疾患による禁治産。禁治産の訴えが単に提起されているにすぎない場合にも、検察官は、民事的結合の形成の停止を請求することができる。その場合、手続は、この訴えに対して言い渡した判決が確定するまで、行うことはできない。
  - c) 当事者間に民法典第87条第1項<sup>(3)</sup>に規定する関係が存在する場合。さらに、叔父と甥、叔母と姪は、同性間の民事的結合を契約することはできない。同条の規定を適用する。
  - d) 一方の契約当事者について他方の契約当事者の配偶者又は民事的結合をした者に対する殺人の既遂又は未遂によって有罪が確定した場合。単に裁判に付せられたか又は第1審若しくは第2審の有罪判決若しくは保全措置が命ぜられた場合、同性間の民事的結合の形成は、公訴棄却判決が言い渡されるまで停止する。
5. 第4項に規定する阻止事由のいずれかが存在する場合には、同性間の民事的結合は無効となる。同性間の民事的結合には、民法典第65条及び第68条並びに第119条、第120条、第123条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条及び第129条の2<sup>(4)</sup>の規定を適用する。
6. 第4項に規定する阻止事由のいずれか又は民法典第68条に違反して形成された民事的結合について、当該結合の当事者のいずれか、最近親の尊属、検察官及びその関係を否認することにつき適法かつ実際の利益を有する全ての者は、否認することができる。一

(1) イタリア共和国憲法（Costituzione della Repubblica Italiana）第2条は、個人としての人間の不可侵の権利及び人格発展の場としての社会組織における人間の不可侵の権利を承認及び保障しており、同第3条は、法の前の平等及び実質的平等を実現する共和国の責務について規定している。

(2) 身分関係証書の維持、身分関係に係る抄本及び証明書を送付及び交付、市民の申告の真正性の確認を任務とし、具体的には、コムーネ（基礎自治体）の長又はその代理のことを指す。

(3) 民法典（Regio Decreto 16 marzo 1942 n.262, Approvazione del testo del Codice civile.）第87条第1項は、①直系の尊属及び卑属、②同父母、異母又は異父の兄弟及び姉妹、③叔父と姪、叔母と甥、④直系の姻族（当該姻族関係の基となった婚姻が無効を宣告された場合等を含む。）、⑤2親等内の傍系姻族、⑥養親、養子及びその卑属、⑦同一人の養子相互、⑧養子と養親の子、⑨養子と養親の配偶者、養親と養子の配偶者について、婚姻を禁じている。

方が不在の間に他方により形成された民事的結合は、その不在が継続している限り、否認されない。

7. 民事的結合について、一方の当事者は、その同意が暴力をもって強要された、又は外部からの原因によって当該当事者を著しく畏怖させて決定させたものであるときは、否認することができる。さらに、一方の当事者は、その同意が人の同一性に関する錯誤又は他方の当事者の資質に対する本質的な錯誤によって与えられたものであるときは、否認することができる。訴権について、暴力若しくは畏怖を引き起こした原因がなくなったか又は錯誤を認識した後、1年間同居があった場合には行使することができない。当該資質に対する錯誤は、以下の各号に関するもので、かつ、他方の当事者の諸事情を考慮し、当事者がもし正確にそれを知っていたとすればその同意をしなかった場合、本質的なものとする。
  - a) 共同生活の発展を妨げるような肉体的又は精神的疾患の存在
  - b) 民法典第122条第3項第2号、第3号及び第4号<sup>(5)</sup>に規定する事情
8. 当事者は、いつでも他方の当事者の婚姻又は民事的結合を否認することができる。最初の民事的結合の無効が主張されている場合には、この問題がまず裁判されることを要する。
9. 同性間の民事的結合は、結合の形成を証明する関係文書により確認される。当該文書は、両当事者の身分関係事項、財産関係及び住所の記載並びに証人の身分関係事項及び住所を含んでいなければならない。
10. 身分取扱担当官に対する宣言により、両当事者は、同性間の民事的結合の継続している間、当事者いずれかの氏を選ぶことにより共通の氏を使用することができる。当事者は、身分取扱担当官にその旨を宣言することにより、共通の氏と自身の氏が異なっている場合、前者の前又は後に後者を付けることができる。
11. 同性間の民事的結合の形成により、両当事者は、同一の権利及び義務を有することとする。民事的結合により、精神的及び物質的な扶助並びに同居に関する相互的な義務が生じる。両当事者は、各自の資産並びに職業的及び家事的労働の能力に応じて、共通の需要を満たさなければならない。
12. 当事者は、家庭生活の方針について合意し、共通の住所を決めることとする。各当事者に、合意した方針を実施する権限を与える。
13. 同性間の民事的結合の財産関係は、財産に関する別段の契約がない場合には、財物の共有として構成する。財産に関する契約の締結に係る方式、変更、仮装行為及び能力に関しては、民法典第162条、第163条、第164条及び第166条<sup>(6)</sup>を適用する。当事者は、民事的結合の効果について法律の定める権利及び義務に関する規定に従わなければならない。

---

(4) 第5項に列举された民法典の条項のうち、第65条及び第68条は人の不在及び推定死亡の宣告について定める章に属し、第65条は配偶者の再婚、第68条は再婚の無効についてそれぞれ規定している。これに対して、第119条以降は婚姻について定める章に属し、第119条は禁治産、第120条は婚姻挙式の際に意図すること又は意欲することのできない状態にあった配偶者による婚姻の否認、第123条は配偶者たるべき者双方が、婚姻から派生する義務を履行せず、かつ、権利も行使しないことを合意していた場合（仮装行為であった場合）には、各配偶者から婚姻を否認できること、第125条は検察官の訴権、第126条は訴訟係属中における配偶者の別居、第127条は訴権の非移転性、第128条は婚姻が善意の配偶者により契約された場合、又は、婚姻の合意が、暴力をもって強要されたか、若しくは外部からの原因によって配偶者を著しく畏怖させて決定させたものである場合には、無効を宣告する判決に至るまで、婚姻の効果は、当該配偶者に及ぶこと等、第129条は善意の配偶者の諸権利、第129条の2は悪意の配偶者及び第三者の責任についてそれぞれ規定している。

(5) 民法典第122条第3項第2号、第3号及び第4号は、5年を下回らない懲役に当たる故意による犯罪のため有罪判決が存在すること、常習的に又は職業として犯罪を行っている旨宣告されたこと、他方の配偶者が2年を下回らない刑罰に当たる売春に関する犯罪のため有罪とされたという事情についてそれぞれ規定している。

ない。また、民法典第1編第6章第6節第2款、第3款、第4款、第5款及び第6款<sup>(7)</sup>の規定を適用する。

14. 民事的結合の当事者の行為が、他方の当事者の身体若しくは精神の完全性又は自由に対する重大な危険をもたらす場合には、裁判官は、当事者の請求に基づき、命令により、民法典第342条の3<sup>(8)</sup>に規定する措置を採ることができる。
15. 後見裁判官は、補助管理者の選定に当たり、可能であれば、同性間の民事的結合の当事者を選ぶこととする<sup>(9)</sup>。民事的結合の当事者もまた、禁治産又は準禁治産の訴えを提起することができ、その原因がなくなった場合には取消しを請求することができる。
16. 暴力は、契約者又はその卑属若しくは尊属によって形成された民事的結合の他方の当事者の身体又は財物に関して、その害悪のおそれが及ぶ場合にも、契約の取消しの原因となる。
17. 被用者の死亡の場合には、民法典第2118条及び第2120条<sup>(10)</sup>に規定する手当は、民事的結合の当事者にも支払われなければならない。
18. 時効は、民事的結合の当事者間において停止する。
19. 同性間の民事的結合に対して、民法典第1編第13章の規定並びに民法典第116条第1項、第146条、第2647条、第2653条第1項第4号及び第2659条<sup>(11)</sup>を適用する。
20. 婚姻に言及した規定及び「配偶者」又は同等の用語を含む規定は、法律、法律の効力を有する決定<sup>(12)</sup>、規則、行政決定及び労働協約のいずれに含まれるものであれ、同性間の民事的結合から生じる権利の保護を実効性のあるものとし、かつ、同様に生じる責務を十全に履行させるためののみ、同性間の民事的結合の各当事者にも適用する。前文の規定は、この法律で明示的に言及されていない民法典の規定及び1983年5月4日の法律第184号<sup>(13)</sup>の規定には適用しない。現行法規の養子に関する規定に変更はない。
21. 同性間の民事的結合の当事者には、民法典第2編第1章第3節及び第10節、第2章、第4章第2節及び第5節の2<sup>(14)</sup>の規定を適用する。
22. 民事的結合のいずれかの当事者の死亡又は死亡宣告により、当該結合は解消する。

---

(6) 民法典第162条は夫婦間の財産契約の方式、第163条は当該契約の変更、第164条は当該契約の仮装行為、第166条は準禁治産者の能力についてそれぞれ規定している。

(7) 民法典第1編は人及び家族、第6章は婚姻、第6節は家族の財産関係、第2款は家産的基金（配偶者等により、家族の必要に対処する目的で設定された基金）、第3款は法定共有、第4款は合意による共有、第5款は財物の分離、第6款は家族的企業（配偶者、3親等内の血族、2親等内の姻族を構成員とする企業）についてそれぞれ規定している。

(8) 民法典第342条の3は、配偶者又はその他の共同生活者の行為が、身体若しくは精神の完全性又は自由に対する重大な危険をもたらす場合に、当事者の請求に基づいて裁判官が発する命令の内容について規定している。

(9) 後見裁判官とは、各通常裁判所に設置され、後見及び保佐の監督等の役割を果たす司法官である（民法典第344条）。また、補助管理者とは、疾病又は精神若しくは身体の障害により、部分的又は一時的であれ、財産管理ができない者を補助するために、後見裁判官により指名される者である（同第404条）。

(10) 民法典第2118条は期間の定めのない労働契約の解消、第2120条は労働契約解消の際の退職手当についてそれぞれ規定している。

(11) 民法典第1編第13章は扶養料、第116条第1項はイタリア国内で婚姻を契約しようとする外国人の提出すべき書類、第146条は正当な理由なく家族の住所を離れ、帰来することを拒否した配偶者に対して、精神的及び物質的扶助の権利が停止されること等、第2647条は家産的基金の設定及び財物の分離、第2653条第1項第4号は不動産を目的として有する配偶者間における共有解消の要求が登記に服さねばならないこと、第2659条は登記の目録書についてそれぞれ規定している。

(12) 政府の制定する命令であるが法律と同等の効力を有する、緊急法律命令や立法命令を指す。

(13) 1983年5月4日の法律第184号（Legge 4 maggio 1983 n.184, Diritto del minore ad una famiglia.）は、82か条から成り、家族に対する未成年者の権利について規律している。

(14) 民法典第2編第1章は相続に関する総則、同第3節は相続における欠格、同第10節は遺留分権利者、第2章は法定相続、第4章は分割、同第2節は持戻し、同第5節の2は家族約款についてそれぞれ規定している。

23. 民事的結合は、また、1970年12月1日の法律第898号第3条第1号並びに第2号a)、c)、d)及びe)<sup>(15)</sup>に規定する場合に解消される。
24. さらに、民事的結合は、両当事者が身分取扱担当官の前で解消の意思を個別にであれ宣言した場合に解消される。この場合、民事的結合の解消の要求は、結合解消の意思の表明の日から3か月以内に提出されるものとする。
25. 1970年12月1日の法律第898号第4条、第5条第1項及び第5項から第11項、第8条、第9条、第9条の2、第10条、第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6、民事訴訟法典第4編第2章の規定並びに2014年11月10日の法律第162号により修正を伴って法律に転換された2014年9月12日の緊急法律命令第132号第6条及び第12条<sup>(16)</sup>は、適合する限りにおいて適用する。
26. 性別の変更の判決は、同性間の民事的結合解消の原因となる。
27. 身分関係記録上の性別の変更に対して、両配偶者が、婚姻を解消しない又は婚姻に関する民事的諸効果を終結しない旨の意思を表明した場合、同性間の民事的結合の自動的な創設がもたらされる。
28. この法律の規定とは別に、政府に、以下の原則及び指針を遵守して、この法律の施行日から6か月以内に、同性間の民事的結合に関する1以上の立法命令<sup>(17)</sup>を採択するよう委任する。
  - a) この法律の規定を踏まえた、登録、記載の変更及び付記に関する身分関係制度の規定の調整
  - b) イタリア法で定める同性間の民事的結合の規律を、国外で婚姻、民事的結合又は他の類似した制度の契約を結んだ同性の者により形成されたカップルに適用する旨を定めることによる、国際私法に関する規定の改正及び再編
  - c) この法律との所要の調整のための、法律、法律の効力を有する命令、規則及び命令に含まれる規定の改正及び補充
29. 第28項に規定する立法命令は、司法大臣の提案に基づき、内務大臣、労働及び社会政策大臣及び外務及び国際協力大臣の同意を得て、採択する。
30. 第28項に規定する立法命令の各案は、閣議決定を経て、代議院〔下院〕及び共和国

(15) 1970年12月1日の法律第898号「婚姻の解消の場合に関する規律」(Legge 1 dicembre 1970 n.898, Disciplina dei casi di scioglimento del matrimonio.) 第3条第1号並びに第2号a)、c)、d)及びe)は、婚姻の民事的諸効果の解消又は消滅の理由として、婚姻後に他方の配偶者が15年を超える有罪判決を受けたこと等を列挙している。

(16) 1970年法律第898号第4条は婚姻の民事的諸効果の解消又は消滅の請求とその裁判手続、第5条第1項及び第5項から第11項は裁判所による婚姻の民事的諸効果の解消等に係る判決及び同判決による給付の義務付け、第8条は当該給付の支払、第9条は子の付託の見直しや一方の元配偶者が死亡した場合の年金の配分、第9条の2は上述の給付を行う元配偶者が死亡した場合の裁判所による遺産を基にした給付の措置、第10条は上述の判決の居住コムーネ(基礎自治体)における付記、第12条の2は償金に対する配偶者の権利、第12条の3は子又は親の死亡に伴う年金の配分方法、第12条の4は裁判官の管轄、第12条の5は外国人配偶者に対する1970年法律第898号の適用、第12条の6は給付を支払わなかった者に対する罰則についてそれぞれ規定している。民事訴訟法典(Regio Decreto 28 ottobre 1940 n.1443, Codice di procedura civile.)第4編は特別な訴訟手続、同第2章は家族及び人の身分に関する訴訟手続について規定している。2014年11月10日の法律第162号により修正を伴って法律に転換された2014年9月12日の緊急法律命令第132号「民事裁判に関する遅滞の解決のための脱裁判化の緊急措置及びその他の措置」(Decreto Legge 12 settembre 2014 n.132, Misure urgenti di degiurisdizionalizzazione ed altri interventi per la definizione dell'arretrato in materia di processo civile.)第6条は別居、婚姻の民事的諸効果の消滅若しくは解消又は別居若しくは離婚の条件の修正についての解決を得るため、弁護士に補佐された交渉を介して合意を得ること、第12条は身分取扱担当官の前での、別居、婚姻の解消若しくは民事的諸効果の消滅又は別居若しくは離婚の条件の修正の要求について規定している。なお、緊急法律命令は、緊急の必要がある非常の場合に政府が制定することのできる法律の効力を有する命令で、その公布から60日以内に法律に転換されなければ、遡及的に効力を失うものである。

(17) 法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。



元老院〔上院〕に移送され、所管委員会は移送から 60 日以内にその意見を表明する。この期限を過ぎれば、意見が表明されない場合でも、当該命令を採択することができる。第 28 項に規定する期限まで 30 日を切ってから、議会が意見を表明する期限が到来した場合には、前者の期限は 3 か月延長される。政府は、議会の意見に従う意思がない場合には、必要かつ補充的な情報及び理由を備えた、その所見及び場合により修正とともに再び案文を両院に移送する。所管委員会の最終意見は、再移送の日から 10 日の期限内に表明されるものとする。この期限が過ぎれば、意見がどのようなものであれ命令を採択することができる。

31. 第 28 項に基づき採択される各立法命令の施行日から 2 年以内に、政府は、第 28 項に規定する原則及び指針を遵守し、第 29 項及び第 30 項に規定する手続により、当該命令を補充及び修正する規定を採択することができる。
32. 民法典第 86 条<sup>(18)</sup>において、「婚姻により」という語句の後に「又は同性間の民事的結合により」という語句を加える。
33. 民法典第 124 条<sup>(19)</sup>において、「婚姻を否認する」という語句を「婚姻又は同性間の民事的結合を否認する」という語句に改める。
34. 内務大臣の提案に基づき、この法律の施行日から 30 日以内に公布される首相令により、第 28 項 a) に基づいて採択される立法命令の施行が遅れた場合に身分関係記録簿の保持のために必要な経過規定を定める。
35. 第 1 項から第 34 項までの規定は、この法律の施行日から効力を有する。
36. 第 37 項から第 67 項までの規定のために、「事実上の共同生活者」とは、血族関係、姻族関係若しくは養子関係又は婚姻若しくは民事的結合に制約されず、情緒的な関係で安定的に結合し、かつ、精神的及び物質的に相互に扶助する 2 人の成人を意味する。
37. 第 36 項に規定する前提の存在を有効とした上で、安定的な共同生活を確認するために、1989 年 5 月 30 日の共和国大統領令第 223 号に定める規則第 4 条に規定する戸籍に係る宣言及び同規則第 13 条第 1 項 b)<sup>(20)</sup>の規定を参照する。
38. 事実上の共同生活者は、刑務所制度 (*ordinamento penitenziario*)<sup>(21)</sup>の定める場合において、配偶者の有する権利と同様の権利を有する。
39. 疾病又は入院の場合、事実上の共同生活者は、配偶者及び家族について定められた、公立、私立又は協約による病院又は福祉施設の組織に係る規則に基づいて、訪問、扶助及び個人情報へのアクセスに係る権利を相互に有する。
40. 一方の事実上の共同生活者は、以下の事項について、他方の共同生活者の代理として、完全な権限又は制限された権限をもって指示することができる。
  - a) 疾病のため、意図する能力又は意欲する能力を欠く場合には、健康に関する決定
  - b) 死亡の場合には、臓器の提供、死体の取扱方式及び葬儀

---

(18) 民法典第 86 条は、先行する婚姻により拘束されている者は、婚姻を契約することはできないと規定していた。  
(19) 民法典第 124 条は、配偶者はいつでも他方の配偶者の婚姻を否認することができるとして、前婚の拘束について規定していた。

(20) 1989 年 5 月 30 日の共和国大統領令第 223 号「住民の戸籍に関する新たな規則の承認」(Decreto del Presidente della Repubblica 30 maggio 1989 n.223, Approvazione del nuovo regolamento anagrafico della popolazione residente.) 第 4 条は戸籍上の「家族」の定義を行い、第 13 条第 1 項 b) は戸籍に係る宣言を要する事項として、新たな家族若しくは共同生活の形成又は家族若しくは共同生活の構成に生じた変化を挙げている。

(21) ここでは、受刑者の処遇等を定めた 1975 年 7 月 26 日の法律第 354 号「刑務所制度及び自由の制限措置の実施に関する規則」(Legge 26 luglio 1975 n.354, Norme sull'ordinamento penitenziario e sulla esecuzione delle misure privative e limitative della libertà.) に基づく制度を指す。

41. 第40項に規定する指示は、書面の形式で行い、文書の作成が不可能な場合には、証人の立会いの下で行う。
42. 民法典第337条の6<sup>(22)</sup>の規定を除き、共同生活を営む住居の所有者が死亡した場合、遺された事実上の共同生活者は、2年間又は当該住居への居住がそれより長期の場合は居住期間と同等の期間、当該住居への居住を継続する権利を有する。ただし、後者の場合であっても、5年間を超えないものとする。また、遺された共同生活者の未成年の子又は障害を有する子が当該住居に同居している場合、当該共同生活者は、3年を下回らない期間、当該住居への居住を継続する権利を有する。
43. 第42項に規定する権利は、遺された共同生活者が、当該住居への継続的な居住を止めた場合又は婚姻、民事的結合若しくは新たな事実上の共同生活を行う場合に効力を失う。
44. 賃借人の死亡又は同人による当該住居の賃借契約の取下げの場合には、事実上の共同生活者がその契約上の地位を継承することとする。
45. 家族への所属が、公営住宅割当のための順位において優先される資格又は理由となる場合には、事実上の共同生活者は、同等の条件で、この優先される資格又は理由の恩恵を享受することができる。
46. 民法典第1編第6章第6節第6款において、第230条の2<sup>(23)</sup>の後に、以下の条を加える。  
「第230条の3(共同生活者の権利) 他方の共同生活者の企業の内部でその労働を継続的に提供している事実上の共同生活者には、家族的企業の利益、当該利益により取得した財物及びその企業の増加分を、たとえ初歩的段階においてであっても、その提供した労働に比例して配分することとする。ただし、共同生活者の間に会社契約又は従属労働の関係がある場合には、配分を受ける権利は与えられない。」
47. 民事訴訟法典第712条第2項<sup>(24)</sup>において、「配偶者の」という語句の後に「又は事実上の共同生活者の」という語句を加える。
48. 一方の事実上の共同生活者について、他方の当事者が現行法規に基づき禁治産若しくは準禁治産であると宣告されたか、又は、民法典第404条<sup>(25)</sup>に規定する前提が存する場合には、後見人、保佐人又は補助管理者に指名することができる。
49. 第三者の不法行為により事実上の共同生活者が死亡した場合には、遺された当事者に対して賠償可能な損害を特定するために、遺された配偶者に対する損害の賠償のために定められた同様の基準を適用する。
50. 事実上の共同生活者は、共同生活契約への署名により、その共同生活に関する財産関係を規律することができる。
51. 第50項に規定する契約の修正及び終了は、公正証書又は強行規範及び公の秩序に適合していることを証明する公証人若しくは弁護士認証のための署名が付された私署証書により書面で行われることとし、そうでない場合には無効とする。
52. 第三者に対して対抗できるよう、公正証書を受領したか、又は第51項に基づき署名により証書を認証した公証人等は、10日以内に、1989年5月30日の共和国大統領令第

(22) 民法典第337条の6は、家族の住居の配分及び居住に関する権利の消滅事由について規定している。

(23) 民法典第230条の2は、家族的企業において労働を提供した家族が、当該企業の利益等の配分を受ける権利を有する旨規定している。

(24) 民事訴訟法典第712条第2項は、禁治産又は準禁治産の訴えに係る申立書の記載内容について規定している。

(25) 民法典第404条は、疾病又は精神若しくは身体の障害により、部分的又は一時的であれ、財産管理ができない者が、後見裁判官の指名する補助管理者による補助を受けることが可能な旨を規定している。

- 223号に定める規則の第5条及び第7条<sup>(26)</sup>に基づく記録への登録のために、共同生活者の居住するコムーネに証書の写しを送付する措置を講じなければならない。
53. 第50項に規定する契約は、当該契約に関する連絡を行うため、各当事者により示された連絡先の記載を含むものとする。契約には、以下の事項を含めることができる。
- a) 住所の記載
  - b) 各自の資産及び職業的又は家事的労働の能力に応じて、共同生活の需要を満たす方式
  - c) 民法典第1編第6章第6節第3款に規定する財物の共有に係る財産関係
54. 共同生活契約において選択された財産関係は、第51項に規定する方式により、共同生活の進行中いつでも修正することができる。
55. 記録の確認書類に含まれる個人データの取扱いは、共同生活契約を締結した者の尊厳の尊重を保障するとともに、2003年6月30日の立法命令第196号<sup>(27)</sup>に定める個人データ保護に関する法典により定められた規範に適合的に行われなければならない。記録の確認書類に含まれる個人データは、共同生活契約の当事者に対する差別の要素となってはならない。
56. 共同生活契約は、期限や条件を付すことはできない。両当事者が期限又は条件を加えた場合には、付されなかったものとみなす。
57. 共同生活契約は、以下の場合に不可逆的に無効となり、当該無効は、契約が終了するか否かに利害関係を有する者は誰でも主張することができる。
- a) 婚姻、民事的結合又はその他の共同生活契約の存在
  - b) 第36項の違反
  - c) 未成年者による場合
  - d) 裁判により禁治産とされた者による場合
  - e) 民法典第88条<sup>(28)</sup>に規定する犯罪により有罪とされた場合
58. 裁判所による禁治産の手続が係属中の場合、又は民法典第88条に規定する犯罪のために裁判に付せられたか保全措置が採られた場合、無罪の判決が言い渡されるまで、共同生活契約の効力を停止する。
59. 共同生活契約は、以下の事由により終了する。
- a) 当事者間の合意
  - b) 一方の当事者による取下げ
  - c) 当事者間の又は一方の当事者と他者との間の婚姻又は民事的結合
  - d) 一方の契約者の死亡
60. 当事者間の合意又は一方の当事者の取下げによる共同生活契約の終了は、第51項に規定する形式で行われなければならない。共同生活契約が第53項c)に基づき、財物の共有に係る財産関係について定めている場合、当該契約の終了は当該共有の解消をもた

---

(26) 1989年共和国大統領令第223号第5条は戸籍上の「共同生活」の定義を行い、同命令第7条は住民の戸籍への登録事由、戸籍に登録された外国人の義務等について規定している。

(27) 2003年6月30日の立法命令第196号 (Decreto Legislativo 30 giugno 2003 n.196, Codice in materia di protezione dei dati personali.) は個人データの保護に関する法典で、186か条から成り、さらに、ジャーナリズム活動の実施における個人データ取扱いに係る倫理コード、歴史的目的のための個人データ取扱いに係る倫理コード、国家統計システムの範囲内で実施される統計及び学術研究を目的とする個人データ取扱いに係る倫理コードが付属している。

(28) 民法典第88条は、その一方が他方の配偶者に対する殺人又は殺人未遂によって刑に処せられた者の間では婚姻を契約することができない等と規定している。

らし、可能な限りにおいて民法典第1編第6章第6節第3款の規定を適用する。いかなる場合でも、共同生活契約から派生した不動産に係る物権の移転行為に対する公証人の権限は、効力を有する。

61. 一方の当事者による共同生活契約の取下げの場合、証書を受領し、又は認証した公証人等は、第52項の遂行に加えて、他方の当事者に対して契約による住所宛てに証書の写しを送付して知らしめなければならない。取下げを行った者が家族の住居を自由に処分できる場合、取下げの宣言は、住居を明け渡すために共同生活者に認められる90日を下回らない期限を含まなければならない。当該期限を含まない場合には、無効となる。
62. 第59項c)に規定する場合、婚姻又は民事的結合の契約者は、他方の契約者及び共同生活契約を受領し、又は認証した公証人等に、婚姻又は民事的結合の〔証書の〕抄本を送付して知らしめなければならない。
63. 第59項d)に規定する場合、遺された契約者又は死亡した契約者の相続人は、共同生活契約を受領し、又は認証した公証人等に対して、共同生活契約の余白に契約の終了の発生を付記し、居住するコムーネの記録担当部署に通知するために、死亡証書の抄本を送付して知らしめなければならない。
64. 1995年5月31日の法律第218号第30条<sup>(29)</sup>の後に、以下の条を加える。  
「第30条の2(共同生活契約)  
1. 共同生活契約に対して、契約者について共通の国の法律を適用する。国籍の異なる契約者に対しては、共同生活が主として営まれる場所の法律を適用する。  
2. 国籍が複数の場合を規律する国、欧州及び国際上の法規は、例外とする<sup>(30)</sup>。」
65. 事実上の共同生活の終了の場合に、裁判官は、一方の生活者に需要がありその生活の維持が困難であるときは、扶養料を他方の共同生活者から受領する権利を設定する。この場合、扶養料は、共同生活の期間に比例した期間において、民法典第438条第2項<sup>(31)</sup>に基づき定められる基準により支払われる。民法典第433条<sup>(32)</sup>に基づき義務を負う者の順序を決定するために、この項に規定する共同生活者の扶養料支払いに関する義務は、兄弟及び姉妹より先に課される。
66. この条の第1項から第35項までの実施によって生じる負担は、全体として、2016年度は370万ユーロ<sup>(33)</sup>、2017年度は670万ユーロ、2018年度は800万ユーロ、2019年度は980万ユーロ、2020年度は1170万ユーロ、2021年度は1370万ユーロ、2022年度は1580万ユーロ、2023年度は1790万ユーロ、2024年度は2030万ユーロ、2025年度以降は年間2270万ユーロと算定される。当該負担は、以下のとおり措置する。  
a) 2016年度につき370万ユーロ、2018年度につき130万ユーロ、2019年度につき310万ユーロ、2020年度につき500万ユーロ、2021年度につき700万ユーロ、2022年度につき910万ユーロ、2023年度につき1120万ユーロ、2024年度につき1360万ユーロ、2025年度以降につき年間1600万ユーロに関しては、2004年12月27日の法律第307号により修正を伴って法律に転換された2004年11月29日の緊急法律命令第282号第10条第5項<sup>(34)</sup>

(29) 1995年5月31日の法律第218号「国際私法に係るイタリアの制度の改正」(Legge 31 maggio 1995 n.218, Riforma del sistema italiano di diritto internazionale privato.) 第30条は、配偶者間の財産関係に適用される法について規定している。

(30) 国籍が複数の場合を規律する国、欧州及び国際上の法規の適用を認める趣旨である。

(31) 民法典第438条第2項は、扶養料の基準について規定している。

(32) 民法典第433条は、扶養料を給付する義務を負う者の順位について規定している。

(33) 1ユーロは、約115円である(平成28年9月分報告省令レート)。

に規定する経済政策に係る構造的措置のための基金の削減により措置する。

- b) 2017年度以降の年間670万ユーロに関しては、2017年度及び2018年度について、2016年度の経済及び財務省予算の任務「配分すべき基金」の計画「留保特別基金」の中に2016-2018年度3か年予算のために記載された当座の部の特別基金の見積額の相応の削減により措置する。この目的のためには、同省の準備金を部分的に使用する。
67. 2009年12月31日の法律第196号第17条第12項<sup>(35)</sup>に従い、労働及び社会政策大臣は、全国社会保障保険公社（INPS）から送付されたデータに基づいて、この条の第11項から第20項に規定する社会保障及び扶助の性格を有する財政的負担の監視を行い、経済及び財務大臣に報告を行う。第66項の規定との齟齬（そご）が生じている又は生じようとしている場合、経済及び財務大臣は、労働及び社会政策大臣の意見を聴取して、その命令により、労働及び社会政策省予算の範囲内で、2009年12月31日の法律第196号第21条第5項b)<sup>(36)</sup>に基づき、監視活動の結果判明したより大きな負担を財政的に保障するのに必要な程度まで、再調整可能な支出である当座の部の財政基金の削減を行う。
68. 経済及び財務大臣は、第67項に規定する齟齬（そご）の理由及び「保障する」程度に関して、所定の報告書により両院に遅滞なく伝えることとする。
69. 経済及び財務大臣は、その命令により、予算の所要の変更を行うことが認められる。

#### 参考文献

- ・風間鶴寿『イタリア民法典—全訳 民法・商法・労働法』法律文化社, 1983.
- ・木村三男監修『全訂新版涉外戸籍のための各国法律と要件Ⅱ』日本加除出版株式会社, 2016, pp.87-139.
- ・椎名規子「イタリアの新親子法—2012年・2013年の民法典改正」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』18巻2号, 2016.3, pp.135-171.
- ・田近肇「イタリア共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第3版』三省堂, 2014, pp.125-159.
- ・法務大臣官房司法法制調査部編『イタリア民事訴訟法典』法曹会, 1996.
- ・Giorgio Cian (a cura di), *Commentario breve al Codice civile*, 11 ed., Padova: CEDAM, 2014.
- ・Bruno de Filippis, *Unioni civili e contratti di convivenza*, Milanofiori Assago: Wolters Kluwer Italia, 2016.
- ・Luca Dell’Osta e Giuseppe Spadaro, *Unioni civili e convivenze: tutte le novità*, Milano: Giuffrè, 2016.
- ・Massimiliano Di Pirro, *Unioni civili e convivenze di fatto nella legge Cirinnà*, Napoli: Simone, 2016.
- ・Luca Volpe, *Le unioni civili e le convivenze di fatto: Profili civili, penali e fiscali*, Piacenza: La Tribuna, 2016.

#### 出典

- ・Legge 20 maggio 2016 n.76, Regolamentazione delle unioni civili tra persone dello stesso sesso e disciplina delle convivenze. <<http://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2016-05-21&atto.codiceRedazionale=16G00082&currentPage=1>>

(あしだ じゅん)

(34) 2004年12月27日の法律第307号により修正を伴って法律に転換された2004年11月29日の緊急法律命令第282号「租税及び財政に関する緊急措置」(Decreto Legge 29 novembre 2004 n.282, Disposizioni urgenti in materia fiscale e di finanza pubblica.) 第10条第5項は、財政目標達成に資するために、経済及び財政省の予算において「経済政策に係る構造的投資のための基金」を設置する旨を規定している。

(35) 2009年12月31日の法律第196号「会計及び財政に関する法律」(Legge 31 dicembre 2009 n.196, Legge di contabilità e finanza pubblica.) 第17条第12項は、新たな財政負担をもたらす法律は、当該法律による見積額と齟齬（そご）が生じた場合の措置を定めておく必要があること等を規定している。

(36) 2009年法律第196号第21条第5項b)は、予算案に含まれる各計画の内部でいくつかの種類に区分されている支出の一つとして、金額及び時期を定めた立法上の規定によって明示された支出を挙げている。